

平成 25 年度長野県教育委員会基本方針（案）

長野県教育委員会基本方針は、第 2 次長野県教育振興基本計画に基づき、各年度において長野県教育委員会が取り組む主要な施策を明らかにするものです。

第 1 第 2 次長野県教育振興基本計画の推進

少子高齢化や本格的な人口減少時代の到来、社会のグローバル化や情報化のさらなる進展など、教育を取り巻く環境変化や新たな課題が明らかになるなか、「長野県教育振興基本計画」（平成 20 年度～24 年度）の成果と課題を検証した上で、改めて本県の教育政策の方向性を示すため、平成 25 年度～29 年度を計画期間とする「第 2 次長野県教育振興基本計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定しました。

第 2 次計画では、おおむね 20 年後の長野県を見すえ、長期的な教育振興の方向性を示した基本理念と、今後 5 年間の政策推進の基本目標を掲げています。

この基本目標の実現に向け、特に重点的に取り組む 8 項目の施策を明示するとともに、県民の皆様と理念を共有して維持・充実していきたい長野県らしい具体的な教育の姿「信州教育スタンダード」を提案し、具体的な施策を推進していきます。

平成 25 年度においては、計画の初年度として確実なスタートを切るために、各種施策を積極的に実施していきます。

（※以下計画概要差替え）

《第 2 次長野県教育振興基本計画の概要》

第 1 編 計画策定の基本的な考え方

【策定の趣旨】 教育を取り巻く環境変化や新たな課題が明らかになる中で、改めて本県の教育政策の方向性を示すため策定

【計画の性格】 ・教育基本法に基づき長野県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画
・長野県総合 5 か年計画（仮称）に対応する教育分野の個別計画

【計画の期間】 平成 25 年度～29 年度の 5 か年

第 2 編 長野県の教育をめぐる情勢

第 1 時代の潮流と教育の課題

1 到来した人口減少社会

⇒児童生徒の減少による学校規模の縮小
⇒地域コミュニティの支え合い力が低下

2 価値観の変化

⇒多様なライフスタイルに合った学びの暮らしを実現できる文化的環境づくり

3 グローバル化・情報化の進展

⇒国際社会で必要となる資質能力の育成
⇒ICTを活用した新たな学びの創出

4 自然と人のかかわりの再認識

⇒自然災害等の危険から自ら命を 지키 たく方と環境保全に努める心の育成

5 貧困・格差の拡大

⇒経済的制約等にかかわらず誰もが豊 かな教育機会を得られる環境整備

6 変革が求められる社会システム

⇒地域社会の様々な主体と行政による共 創・協働
⇒県民一人ひとりの自発的な学びと社会 への貢献

第 2 長野県教育のポテンシャル（潜在力・可能性）

教育現場の質として活用できる特色、優れ点

①教育を大切にする風土と県民性

②活発な体験学習

③伝統を受け継ぐ地域

第3編 長期的な教育振興の方向性

基本理念 「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」

私たちがめざす「未来の信州教育」の姿

1 人間力を養う教育

- ・個性や能力を最大限に伸ばす指導
- ・地域を担い世界に貢献できる人材が育つ
- ・将来への目的意識、規範意識や自尊感情、人愛しいやまが育つ
- ・郷土への愛着と誇り、豊か人間性が育つ

2 楽しく安全・安心な学び舎

- ・分かる授業、学ぶ楽しさや味わえる授業
- ・子どもたちの心の豊かさが確保
- ・いじめを見逃さない体制、悩みを抱える子どもたちへの相談体制が確立

3 自然の中でたくましく成長

- ・幼児期からの運動習慣が身に付く
- ・成長段階に応じた運動プログラムの実施
- ・正しい食の知識や食習慣が身に付く

4 個性を輝かせる子どもたち

- ・学習程度、成長に応じた切れ目のない支援
- ・自立支援で卒業後も地域の中で社会参加

5 常に学び自ら活かす社会

- ・大学などの高等教育機関の充実
- ・地域における学びが物づくりに活かされる

6 人生を彩る感動との出会い

- ・文化芸術に親しみ関心を育く
- ・関心、関与に応じてスポーツを楽しむ

第4編 基本計画（今後5年間の施策）

第1 基本目標

① 知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成

《重視する視点》

- ・子ども一人ひとりの能力を伸ばす教育の機会と質の保証
- ・実社会までの成長段階に応じた「縦」の接続
- ・主体的に学ぶ意欲と社会の変革に対応する能力の育成
- ・本物の体験を通して感性や社会性、人間性を磨く教育

② 多様性を認め、共に生きる社会の実現

《重視する視点》

- ・子ども一人ひとりの多様性を尊重した学習機会の提供
- ・すべての子どもの「学び」を切れ目なく支える教育
- ・支援を必要とする子どもたちを地域で支えるネットワーク

③ 社会全体で共に育み共に学ぶ教育の推進

《重視する視点》

- ・学校・家庭・地域等社会全体の「横」の連携、協働
- ・生涯を通じた学びとその成果を社会に生かす環境整備
- ・文化やスポーツを楽しむことのできる環境整備

第2 重点的な施策と「信州教育スタンダード」の推進

1 重点的な施策（8項目）

- 学力・体力の向上
- 高等教育の充実
- 教員の資質能力向上
- 特別支援教育の充実

- キャリア教育の推進
- 地域に開かれた多様な公立学校
- いじめ・不登校対策
- スポーツの振興

2 「信州教育スタンダード」の設定及び推進

県民の皆さんに共感していただき維持・充実・実現したい信州らしい具体的な教育の姿 《信州教育スタンダード》を提案

維持したい教育の伝統

- ・信州の自然や特色を生かした体験学習
- ・県歌「信濃の国」や地域の歌を学校で歌う
- ・多くの子どもが地域の行事に参加している（全国トップクラス）
- ・活発な公民館活動（公民館数、利用者数全国一）

充実したい教育活動

- ・小・中学校30人規模学級編制
- ・冬季アスリート発掘・育成「SWANプロジェクト」

実現したい教育目標

- ・県独自「運動プログラム」の普及
- ・全ての高校生（全日制）が就業体験活動
- ・県独自指導資料「信州ベーシック」の普及
- ・長野県らしい特別支援教育の地域化
- ・通学合宿の活発化

第3 長野県総合5か年計画の主要プロジェクト

「教育再生プロジェクト」～良き人生を築き社会に貢献できる人材の育成～

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| (1) 学力・体力の向上と多様な学習機会の提供 | (2) 地域に開かれた信頼される学校づくり |
| (3) 農林業体験など体験活動の推進 | (4) 情報活用能力、英語コミュニケーション能力の向上 |
| (5) 高等教育全体の振興 | (6) 生涯にわたる学びの環境整備 |

第4 施策の展開 ※施策体系（7ページ体系図参照）に基づき実施

第5編 計画を推進するための基本姿勢

- ①行政・財政改革の推進 ②教育に関わる多様な主体の役割分担と協働、連携
③適切な評価・点検による実効性の確保 ④計画の見直し

第2 平成25年度 重点施策

平成25年度において、特に重点的に取り組む施策は以下のとおりです。

1 学力・体力の向上

平成23年度以降、長野県の教育行政の最重点課題に位置付け積極的に施策を実施してきた結果、「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」においては、一定の成果が現れてきました。しかし、児童生徒の学力に関しては、基礎的・基本的な知識・技能を活用する力に課題が見られること。また、体力面では、特に女子の体力・運動能力が低いことや運動をする子どもとしない子どもの二極化の課題などがあるため、引き続き重点的に施策を実施します。

《主な施策》

(1) 確かな学力を伸ばす教育の充実

- 「中学校30人規模学級編制」を「少人数学習集団編成」との選択制により中学校3学年に拡大するほか、学習習慣形成支援、不登校等児童生徒支援など、小・中学校や市町村教育委員会の判断で活用方法を選択する事業方式による教員配置を行います。【義務教育課】
- 「未来を拓く学力」の向上推進事業において、全国学力・学習状況調査分析研修や、クリア問題・チャレンジ問題の提供、学力向上のためのPDCAサイクルづくり支援等を行います。
【教学指導課】
- 各学校が主体的に行う教育課程・学習指導の改善が一層図られるよう指導主事・専門主事の学校訪問や研修講座で支援します。また、学習指導の基礎基本を示した「信州ベーシック」の普及などによる授業の質の向上を図ります。【教学指導課】
- 県総合教育センターにおける情報教育に係る研修実施と、ICTを活用した授業やデジタル教材等の情報提供により、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、「分かる授業」の実践を支援します。【教学指導課】
- 特別支援学校におけるICT利用環境を充実するため、各校にタブレット型端末を整備し、一人ひとりの子どもたちに応じた指導や授業の改善を進めます。【特別支援教育課】

(2) 高校教育の充実

- 高校生の学力実態・意識調査を実施し、基礎的な学力の習得状況と学習等に係る意識等を調査します。【教学指導課】

(3) 世界につながる力の育成

- 中学校の英語中核教員(Core English Teacher)養成プログラムにより、大学等の協力を得ながら研修を実施し、優れた英語力、指導力を持ち、地域の中核となる英語教員を養成します。
【教学指導課】
- 「アップスキルプロジェクト」事業により、高校の英語教員を対象に研究授業、講演会、ワークショップ等を実施し、指導力の向上を図ります。【教学指導課】
- 国際感覚とコミュニケーション能力を身につけた若者の育成を図るため、1年間海外の教育機関に留学する高校生に対し、必要な経費の一部を補助します。【教学指導課】

- 高校生を対象に「信州サイエンスキャンプ」を実施し、スーパーサイエンスハイスクール指定校や理数科設置校の課題研究のレベルを向上させるとともに、各種科学コンテストへの参加を促進します。【教学指導課】

(4)健康づくり・体力の向上

- 幼児期から中学校期までの成長段階に応じた「長野県版運動プログラム」の普及を図ります。また、一貫した体力向上に取り組むモデル市町村を選定し、実技講習会等を開催するとともに効果の検証を行います。【スポーツ課】
- 「中学生期のスポーツ活動に関する指針」（仮称）を策定し、適正で効果的な運動部活動の実践を支援します。【スポーツ課】

2 いじめ・不登校対策

全国規模で喫緊の課題となっているいじめ問題への対応や、減少傾向にあるものの、依然として多い本県の不登校の実態をふまえ、未然防止とともに支援を必要とする児童生徒を切れ目なく支援する体制や相談体制を充実する必要があります。国におけるいじめ対策の立法化の動きも注視しながら、悩みを抱える児童生徒を支援する施策を重点的に実施します。

《主な施策》

- 人権教育、情報モラル教育等を推進し、いじめの未然防止を図るように各学校に働きかけるとともに、学校へのスクールカウンセラーの配置や心理専門相談員等による電話相談に加え、「こども権利支援センター」に相談員を配置し、いじめの早期発見、早期解消を図ります。【心の支援室】
- スクールソーシャルワーカーを増員し、児童生徒の悩みの背景にある家庭や生活環境に起因する課題の解決を支援します。【心の支援室】
- 情報担当教員への研修や学校での情報モラル教育推進のための教材提供をするとともに、専門家によるネットパトロールを行い、学校非公式サイト等の実態把握を行います。【教学指導課、心の支援室】
- 県民、NPO、行政等が一体となっていじめの問題について行動する「いじめNO！県民ネットワークながの」と連携し、いじめ問題の解決に全力で取り組みます。【心の支援室】
- いじめ等生徒指導上の問題で学校が対応に苦慮している事案に対して、医師・弁護士・心理士・福祉関係者など外部有識者からなる「いじめ等学校問題支援チーム」を組織し、専門的な助言や問題解決に向けた支援を実施します。【心の支援室】
- いじめ・体罰など、主に学校で起きる問題への電話相談をするとともに、いじめなどを経験した方を講師として学校等に派遣したり、「いじめ対応充実の手引き」や「いじめ対応取組事例」を、各学校に発出したりして、いじめの未然防止や早期発見を中心とした啓発を進めます。【心の支援室】

3 特別支援教育の充実

小・中・高等学校における発達障害のある児童生徒の増加や、特別支援学校の児童生徒増による過密化が喫緊の課題となる中で、長野県特別支援教育推進計画（平成 24 年 9 月策定）で示した基本理念や施策推進の方向に基づき、小・中・高等学校における「インクルーシブ教育システム」※の構築や特別支援学校の今後のあり方検討など、重点的に施策を実施します。

※インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的・身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害の無い者が共に学ぶ仕組みのこと。

《主な施策》

- 発達障害等のある児童生徒が、通常の学級を基盤としながら、教育的ニーズに応じて適切な支援が受けられるよう、誰もがわかる・できる授業（授業のユニバーサルデザイン化）のあり方や、子どもたちが互いの良さや違いを認め合える学級づくり、連続的で多様な教育対応を展開できる学校体制について、モデル研究を通して検討し、ガイドラインを示して普及を図ります。また、初任者研修等での研修内容の充実、地域の中核となるコーディネーター養成研修等の開催により、教員の専門性の向上を図ります。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】
- 高等学校において、発達障害等のある生徒に対する支援を効果的に行うために、外部支援機関との連携支援を図るとともに、支援員の配置を含め支援体制の研究をさらに進め、各校の実態に応じた体制整備を促進します。【高校教育課、特別支援教育課】
- 特別支援学校の自立活動担当教員を 8 人増員し、専門性向上を図ることにより、自立活動を充実させるとともに、小中学校に在籍している、特に専門性の高い教育が必要な児童生徒について、必要に応じて特別支援学校に副次的な学籍を置いて特別支援学校での学習に参加することや、特別支援学校の教員が定期的に巡回して相談に応じるなど、身近な地域において特別支援学校の専門性を生かした教育が受けられる方策について検討します。【特別支援教育課】
- 特別支援学校の配置等、特別支援教育全体のあり方を検討する中で、特別支援学校における教職員配置の計画的な充実の方針を示します。【特別支援教育課】
- 小諸養護学校高等部分教室の平成 26 年度の臼田高等学校内開設に向けた準備を進めるとともに、これまでの高等部分教室の成果を検証し、引き続き、設置の可能性について検討します。【高校教育課、特別支援教育課】
- 先進地域の取組を紹介するなどして、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に副次的な学籍を置いて、同年代の友と共に学ぶことができる体制づくりを進めます。【特別支援教育課】

4 教員の資質能力向上

度重なる教員による不祥事の発生によって傷ついた長野県の教育に対する信頼を取り戻し、質の高い教育を子どもたちに提供するため、「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」からの提言を踏まえ、スピード感を持って、教員の採用・人事、評価、研修に係る仕組みの改善を進めるとともに、指導力を高める施策を重点的に実施します。

《主な施策》

- 保護者等の外部関係者が参画した、学校における不祥事の発生防止を徹底する仕組みを導入します。【教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】
- 教員採用選考において、特別選考として博士号取得者選考、小学校・中学校大学推薦選考及び身体に障害のある人を対象とした大学推薦選考を行い、人材の確保に努めます。また、人物重視の観点から、複数の面接官による複数回の面接を行うとともに、二次面接の面接官に民間人も起用し、質問や模擬授業場面を工夫するなどして、教員としての資質や人間性を見極める面接を工夫します。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】
- 「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議 評価専門部会」の提言に基づき、教員評価の一層の適正化について検討します。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】
- 体罰に係る実態調査結果を踏まえ、**体罰は決して許されないということへの教員の意識改革や指導方法の改善に向けた研修会の実施など、体罰根絶禁止に向けて実効性のある取組を検討・実施します。**体罰根絶に努めます。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、**スポーツ課**】
- 「長野県教員研修体系作成会議」（仮称）を設置し、教育の理念と教員のミッション、また、これらを実現するための研修の内容と方法等について検討し、新たな研修体系を作成します。【教学指導課】
- 校内研修活性化支援事業において、「授業スキル向上研修」や効果的な校内研修の事例紹介等により、校内研修を支援します。【教学指導課】
- 既に実施されている会議等のあり方の見直しや学校等への各種調査の見直しについて、内容の徹底を図るとともに、実施状況を点検し、学校現場及び市町村教育委員会の事務負担軽減を図ります。【教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、教学指導課】

5 多様な公立学校のかたちづくり

急速な子どもの減少が見込まれる中で、中山間地域などにおける教育の活力を維持・充実するため、地域の実情に適合した多様な小・中学校のあり方を市町村とともに検討し、新たな学校づくりの方向性を示す必要があります。また、県立高校については、第1期長野県高等学校再編計画に基づく学校統合等を進めるとともに、平成30年以降を見すえた第2期再編計画の策定に向けた検討を進める必要があり、これらの施策を重点的に実施します。

《主な施策》

- 人口減少社会の中で、教育の質を高めるため、新たな小・中学校のあり方について検討会議を設置して市町村教育委員会と共に検討します。【義務教育課】
- 飯山北高校と飯山高校の統合校及び諏訪清陵高校に設置する中高一貫校について、平成26年4月の開校に向けて、新校舎の建設工事を継続して行います。
また、須坂、佐久、大町の統合校については、実施計画に基づき、開校に向けて施設整備や教育課程等の準備を進めます。【高校教育課】
- 「第1期長野県高等学校再編計画」の中間まとめを踏まえ、第2期高等学校再編計画の基本理念や方針、進め方等についての検討を開始します。【高校教育課】

第3 施策の展開（主な施策）

第2次計画の施策体系に基づく主な施策は以下のとおりです。

《第2次計画施策体系図》

第2次教育振興基本計画施策体系				
基本目標	基本施策	施策の具体的方向	【H25年度重点施策への位置付け】	
知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成	1 未来を切り拓く学力の育成	(1)確かな学力を伸ばす教育の充実	【学力・体力の向上】	
		(2)高校教育の充実	【学力・体力の向上】 【多様な公立学校のかたちづくり】	
	2 信州に根ざし世界に通じる人材の育成	(1)キャリア教育の充実		
		(2)長野県・地域を学ぶ体験学習		
		(3)世界につながる力の育成	【学力・体力の向上】	
		(4)高等教育の充実		
	3 豊かな心と健やかな身体の育成	(1)豊かな心を育む教育		
		(2)健康づくり・体力の向上	【学力・体力の向上】	
		(3)幼児教育の充実		
	4 安全・安心・信頼の学校づくり	(1)地域と共にある学校づくり		
		(2)教員の資質能力向上	【教員の資質能力向上】	
		(3)安全・安心の確保	【いじめ・不登校対策(再掲)】	
		(4)教育環境の維持改善	【多様な公立学校のかたちづくり(一部再掲)】	
	多様な性を認め、共に生きる社会の実現	5 すべての子どもの学びを保障する支援	(1)いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援	【いじめ・不登校対策】
			(2)特別支援教育の充実	【特別支援教育の充実】
			(3)困難を有する子ども・若者の自立支援	
(4)私学教育の振興				
学ぶ社会全体で共に育み共に進めよう	6 学びの成果が生きる生涯学習の振興	(1)学びが循環する社会の創造		
		(2)子どもの未来づくり		
	7 潤いと感動をもたらす文化・スポーツの振興	(1)文化芸術の振興		
		(2)文化財の保護・継承・活用		
		(3)スポーツの振興		

[基本目標Ⅰ] 知・徳・体が調和し社会的に自立した人間の育成

1 未来を切り拓く学力の育成

(1) 確かな学力を伸ばす教育の充実

施策の方向

- ① 小・中学校における30人規模学級編制など、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことにより、学習習慣・生活習慣の定着と基礎学力の向上を図ります。
- ② グローバル化の進行など社会変化の激しい時代の中で必要になる、基礎的・基本的な知識・技能、それを活用する力、コミュニケーション力等、子どもが自ら未来を切り拓いていく学力を伸ばす取組を行います。
- ③ 児童生徒が知識・技能を活用して、自ら考え、判断し、表現する力を育み、授業改善や「伸びる力」をより伸ばすために、授業をはじめとした教育活動全般の個に応じた指導が充実をするよう支援します。
- ④ 情報化が進展する中、ICT（情報通信技術）を活用した教育の充実に努め、児童生徒が、学習に必要な情報を主体的に収集・選択・活用できるように、情報活用能力の向上を図ります。

主な施策

- ① 「中学校 30 人規模学級編制」を「少人数学習集団編成」との選択制により中学校3学年に拡大するほか、学習習慣形成支援、不登校等児童生徒支援など、小・中学校や市町村教育委員会の判断で活用方法を選択する事業方式による教員配置を行います。【義務教育課】《重点施策》
- ② 「未来を拓く学力」の向上推進事業において、全国学力・学習状況調査分析研修や、クリア問題・チャレンジ問題の提供、学力向上のためのPDCAサイクルづくり支援等を行います。【教学指導課】《重点施策》
- ③ 各学校が主体的に行う教育課程・学習指導の改善が一層図られるよう指導主事・専門主事の学校訪問や研修講座で支援します。また、学習指導の基礎基本を示した「信州ベーシック」の普及などによる授業の質の向上を図ります。【教学指導課】《重点施策》
- ④ 学力向上推進チーム（教学指導課・心の支援室・義務教育課・総合教育センター等）において、「未来を拓く学力」の向上推進事業を効果的に推進するため、30人規模学級編制を生かした授業づくり・学級づくり等、学力向上施策に関する様々な情報提供を行います。【教学指導課】
- ⑤ 県総合教育センターにおける情報教育に係る研修実施と、ICTを活用した授業やデジタル教材等の情報提供により、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、「分かる授業」の実践を支援します。【教学指導課】《重点施策》
- ⑥ 山間地の小規模校におけるICTの効果的な教育活用の可能性について、研究を推進します。【教学指導課】
- ⑦ 特別支援学校におけるICT利用環境を充実するため、各校にタブレット型端末を整備し、一人ひとりの子どもたちに応じた指導や授業の改善を進めます。【特別支援教育課】《重点施策》

(2) 高校教育の充実

施策の方向

- ① 平成21年6月に策定した「第1期長野県高等学校再編計画」に基づき「魅力ある高校づくり」と「高校の規模と配置の適正化」を着実に推進します。また、第1期計画の評価を実施するとともに、平成30年以降の更なる少子化に対応するため、第2期高等学校再編計画の検討に着手しま

す。

- ② 基礎学力の確実な定着と伸びる力を一層伸ばすための指導内容の工夫や、学習習慣の確立を図ります。

主な施策

- ① 飯山北高校と飯山高校の統合校及び諏訪清陵高校に設置する中高一貫校について、平成 26 年 4 月の開校に向けて、新校舎の建設工事を継続して行います。
また、須坂、佐久、大町の統合校については、実施計画に基づき、開校に向けて施設整備や教育課程等の準備を進めます。【高校教育課】《重点施策》
- ② 「第 1 期長野県高等学校再編計画」の中間まとめを踏まえ、第 2 期高等学校再編計画の基本理念や方針、進め方等についての検討を開始します。【高校教育課】《重点施策》
- ③ 高校生の学力実態・意識調査を実施し、基礎的な学力の習得状況と学習等に係る意識等を調査します。【教学指導課】《重点施策》
- ④ 伸びる力を一層伸ばすため、学習合宿や伸びる力養成講座、信州サイエンスキャンプ、信州赤ひげ塾などを実施します。【教学指導課】

2 信州に根ざし世界に通じる人材の育成

(1) キャリア教育の充実

施策の方向

- ① 「長野県キャリア教育ガイドライン」(平成23年策定)に基づき、幼保・小・中・高一貫したキャリア教育を推進し、子どもたちが社会的に自立し、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら豊かな人生をおくれるよう必要な能力や態度を育てます。
- ② 児童生徒が、学校外における学習や職場体験などの体験的な活動を通して勤労観や職業観、自己の生き方を考える力を身に付ける必要があります。そのため、学校だけでなく家庭や地域、産業界など社会が一体となってこれらの活動を支援することが求められており、そのための仕組みづくりを進めます。

主な施策

- ① 「長野県キャリア教育支援センター」を核として、キャリア教育を推進するための産学官の連携を図るとともに、福祉体験や農業体験活動を推進するために関係機関、団体の連絡会議を開催します。また「市町村キャリア教育支援協議会」を中心とした市町村プラットフォームづくりを支援します。【教学指導課】
- ② 企業等で人事や労務を経験した人を「自立支援コーディネーター」として高校に配置し、その経験を生かして、進路目標が明確でない生徒やコミュニケーションが苦手な生徒に対して、生徒の進路意識の醸成と社会的自立に必要な力の育成を支援します。
また、「ソーシャルスキル教育」など学校が実施するキャリア教育プログラムを支援します。【教学指導課】
- ③ 普通科においては、キャリア教育の科目「産業社会と人間」や職業科目の導入、専門高校との連携、「総合的な学習の時間」の工夫等カリキュラムの改善に取り組み、専門高校では、地域・産業界と連携した実践的な教育を一層推進します。【教学指導課】
- ④ 中学生の職場体験や高校生の「ずく出せ修業」就業体験等の就業体験活動を推進します。【教学指導課】
- ⑤ 高校生に幼稚園・保育園での乳幼児との触れ合い体験などの体験活動を通して、子育てを理解する教育を推進します。【教学指導課】

(2) 長野県・地域を学ぶ体験学習

施策の方向

- 地域や学校の特色を生かしたカリキュラム編成などを支援し、子どもたちが長野県や地域の特色や良さを学ぶことができるようにしていきます。

主な施策

- 子どもたちの学ぶ意欲や自然に対する興味・関心を高めるために、郷土の良さを感じる体験学習の実践事例の紹介等を行います。【教学指導課、文化財・生涯学習課】

(3) 世界につながる力の育成

施策の方向

- ① 小学校外国語活動の充実と、小学校とのつながりを意識した中学校の指導改善を進め、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。
- ② 高校生の英語コミュニケーション能力を充実させるために、英語担当教員の指導力向上等に取り組めます。
- ③ 国際理解の推進や児童生徒のコミュニケーション能力の育成のため、生徒の海外留学、海外からの教育旅行受け入れ、交流活動等を促進します。
- ④ 児童生徒の科学や自然に対する興味・関心を高めるとともに、理数学力の一層の伸長を図る取組を行います。

主な施策

- ① 中学校の英語中核教員 (Core English Teacher) 養成プログラムにより、大学等の協力を得ながら研修を実施し、優れた英語力、指導力を持ち、地域の中核となる英語教員を養成します。
【教学指導課】《重点施策》
- ② 「アップスキルプロジェクト」事業により、高校の英語教員を対象に研究授業、講演会、ワークショップ等を実施し、指導力の向上を図ります。【教学指導課】《重点施策》
- ③ 国際感覚とコミュニケーション能力を身につけた若者の育成を図るため、1年間海外の教育機関に留学する高校生に対し、必要な経費の一部を補助します。【教学指導課】《重点施策》
- ④ 高校生を対象に「信州サイエンスキャンプ」を実施し、スーパーサイエンスハイスクール指定校や理数科設置校の課題研究のレベルを向上させるとともに、各種科学コンテストへの参加を促進します。【教学指導課】《重点施策》

(4) 高等教育の充実

施策の方向

- 児童生徒への教科指導やキャリア教育、教員養成・研修等について、小・中学校、高等学校と高等教育機関との連携・協力を進めます。

主な施策

- 信州大学と長野県教育委員会との連携に関する協定に基づき、学校教育の充実や教員の資質向上、教員養成の充実等を連携して進めます。【教育総務課、関係課（室）】

3 豊かな心と健やかな身体の育成

(1) 豊かな心を育む教育

施策の方向

- ① 変化の激しい時代において必要となる、他者とのコミュニケーションなど人間関係を形成する能力や、子どもたちのキャリア形成の基礎となる自己肯定感・自己効力感、協同的に課題解決に取り組む力などを育成します。
- ② 児童生徒の豊かな人間性を育み、道徳性を高めるために、家庭や地域との連携を図り、道徳教育を推進します。
- ③ 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」、「長野県人権政策推進基本方針」及び「人権教育推進プラン」に基づき、「人権が尊重される社会を築いていく主体となる子どもを育てる」ことを目標として、人権教育を進めます。

主な施策

- ① 「共育」クローバープラン（本を読む、汗を流す、あいさつ・声がけをする、スイッチを切る）の活動が県全体に拡大されるよう、「心の教育・長野フォーラム」における啓発の取組や、普及啓発資料の作成配布等に取り組みます。【教育総務課、教学指導課、文化財・生涯学習課】
- ② 人権教育研究指定校や人権教育総合推進地域での実践的研究を深めるとともに、教職員をはじめ、地域リーダー等の育成を図るために、NPO 等各種団体と連携しながら、ワークショップ等による「参加・体験型」の研修を充実します。教職員をはじめとする、人権教育の地域リーダーの育成を図るための研修を実施します。【心の支援室】

(2) 健康づくり・体力の向上

施策の方向

- ① 体力向上とともに子どもたちに運動の楽しさを感じてもらい、運動嫌いをなくす視点で引き続き体育の授業の充実を図るほか、業間運動や児童会・生徒会活動に工夫を凝らし、授業以外での運動生活も豊かにするなど、学校と地域における子どものスポーツ機会の充実に取り組みます。
- ② 幼児期の子どもに運動遊びを導入し、幼稚園・保育所・学校・家庭・地域及び市町村行政が課題を共有し、その解決のために連携を図ります。
- ③ 中学校の運動部活動が、生徒の発達段階に応じて適正で効果的なものとなるよう、市町村教育委員会及び関係スポーツ団体等に対し指導・助言を行います。また、運動部活動を延長し、責任の所在が不明確なまま地域のスポーツクラブ（社会体育）として行われている場合があるので、引き続き責任を明確にするよう働きかけを行います。
- ④ 朝食を欠食する児童生徒が1割程度おり、学年が上がるにつれ増える傾向にあるほか、朝食の栄養バランスが不十分であるなど、子どもたちの食生活は依然として改善が必要であることから、家庭、地域との連携のもと、学校における食育を一層推進する必要があります。

主な施策

- ① 各学校が「体力向上プラン2013」を作成して1校1運動に取り組んだり、体力テストを実施して自校の体力実態を客観的に把握したりしながら、計画的、継続的に体力向上に取り組むPDCAサイクルを確立することを推進します。【スポーツ課】
- ② 幼児期から中学校期までの成長段階に応じた「長野県版運動プログラム」の普及を図ります。また、一貫した体力向上に取り組むモデル市町村を選定し、実技講習会等を開催するとともに効

果の検証を行います。【スポーツ課】《重点施策》

- ③ 「中学生期のスポーツ活動に関する指針」（仮称）を策定し、適正で効果的な運動部活動の実践を支援します。【スポーツ課】《重点施策》
- ④ 子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、心身ともに健全な発達を促すため、食育推進の中核となる栄養教諭の資質の向上を図る研修を行います。
【保健厚生課】

(3) 幼児教育の充実

施策の方向

- ① 子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育所と小学校の連携の拡大・充実を図ります。
- ② 幼児期からの運動遊びをきっかけに、楽しみながら運動に親しむ習慣が身に付くような環境づくりを進めます。（再掲）

主な施策

- ① 幼稚園・保育所及び小学校の教員（保育士）が、幼児期の子どもの育ちと学びを支える教育課程や保育・授業について学び合い、円滑な接続のための幼保・小連携のあり方を協議する幼年教育課程研究協議会を開催します。【教学指導課】
- ② 長野県幼児教育連絡会議において、長野県幼児教育振興プログラムの柱である「群れて元気に遊ぶ子ども」、「人への信頼感、思いやりのもてる子ども」、「自分から人とかわる子ども」について協議し、幼児期における子どもの健やかな育ちについての提言をまとめます。【教学指導課】
- ③② 長野県版運動プログラムの提供・普及等により、幼児期における子どもの運動習慣の定着につながる支援を行います。【スポーツ課】（再掲）

4 安全・安心・信頼の学校づくり

(1) 地域と共にある学校づくり

施策の方向

- ① 「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」の提言を踏まえ、学校への信頼を高める具体的な取組を推進します。
- ② 中堅層の教員への学校運営に関わる研修の実施や学校内での体制づくり等により学校運営のマネジメント力向上を図ります。
- ③ 学校関係者評価の実施と結果の公表、学校評価結果に基づく学校運営の改善が進むように支援します。
- ④ 地域と学校の連携を図りながら、地域の教育力を生かして子どもを育てる体制づくりを行い、子どもたちが実社会で自立する上での多様な教育機会の提供や郷土愛の育成を進めます。

主な施策

- ① 教職員による非違行為に対応する際の透明性を確保し、県民の信頼を確保するために策定する、非違行為の公表に関する統一的なガイドラインを適切に運用します。【教育総務課】
- ② 学校内の体制づくりへの支援と学校運営のマネジメント力向上のために、教務主任や学年主任研修等を総合教育センターで実施します。【教学指導課】
- ③ 児童生徒や保護者からの評価を生かし、学校評価の充実を図ります。また、学校評価が家庭や地域と連携した学校運営の改善につながるよう支援します。【教学指導課】
- ④ 学校・家庭・地域が連携を強め、学校が保護者や地域の声を聞くとともに、学校運営に参画してもらうことの重要性についての理解を深めるため、教職員等を対象とする「学校地域連携講座」や「地域学校サポート推進意見交換会」等の研修を実施します。【文化財・生涯学習課】

(2) 教員の資質能力向上

施策の方向

- ① 「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」の提言書を踏まえ、資質能力向上の具体的な取組を推進します。
- ② 教育愛や教育への使命感を持ち、社会変化や地域のニーズにも対応できる教員を確保するために、社会人選考や特別選考等の多様な経験を評価する視点や民間人面接官起用などによる人物重視の幅広い視点での教員採用選考を実施します。
- ③ ライフステージに応じた研修体系のもとに、教員として必要とされる資質や能力の一層の向上を図る研修を実施するとともに、校内研修の活性化に向けて学校を支援します。

主な施策

- ① 保護者等の外部関係者が参画した、学校における不祥事の発生防止を徹底する仕組みを導入します。【教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】《重点施策》
- ② 教員採用選考において、特別選考として博士号取得者選考、小学校・中学校大学推薦選考及び身体に障害のある人を対象とした大学推薦選考を行い、人材の確保に努めます。また、人物重視の観点から、複数の面接官による複数回の面接を行うとともに、二次面接の面接官に民間人も起用し、質問や模擬授業場面を工夫するなどして、教員としての資質や人間性を見極める面接を工夫します。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】《重点施策》
- ③ 「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議 評価専門部会」の提言に基づき、教員評価の一

層の適正化について検討します。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】《重点施策》

- ④ 体罰に係る実態調査結果を踏まえ、**体罰は決して許されないということへの教員の意識改革や指導方法の改善に向けた研修会の実施など、体罰根絶禁止に向けて実効性のある取組を検討・実施します。**体罰根絶に努めます。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、スポーツ課】《重点施策》
- ⑤ 「長野県教員研修体系作成会議」（仮称）を設置し、教育の理念と教員のミッション、また、これらを実現するための研修の内容と方法等について検討し、新たな研修体系を作成します。【教学指導課】《重点施策》
- ⑥ 大学院や専門研修機関、在外教育施設等へ長期に教員を派遣し、資質や専門性の向上を図るとともに、これまでとは異なる環境の中で研修することにより、多様な教育課題へ柔軟に対応する能力を育成します。【義務教育課】
- ⑦ 校内研修活性化支援事業において、「授業スキル向上研修」や効果的な校内研修の事例紹介等により、校内研修を支援します。【教学指導課】《重点施策》
- ⑧ 発達障害等のある児童生徒も含めて、すべての児童生徒にとって分かる授業の実践ができるよう、授業のユニバーサルデザイン化の実践を促進するとともに、教員の専門性の向上を図ります。【特別支援教育課】
- ⑨ 既に実施されている会議等のあり方の見直しや学校等への各種調査の見直しについて、内容の徹底を図るとともに、実施状況を点検し、学校現場及び市町村教育委員会の事務負担軽減を図ります。【教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、教学指導課】《重点施策》

(3) 安全・安心の確保

施策の方向

- ① 県立学校の耐震改修工事や大規模改修・改築を計画的に実施し、教育環境の改善と安全性の確保を図ります。
- ② 東日本大震災では、学校の想定を超える大きな災害が発生し、学校における安全管理対策や防災教育の見直しが急務であり、災害などの際に、児童生徒が自ら判断して危険を回避する力を身につけるため、防災教育の充実を図ることが求められています。
- ③ 福島第一原子力発電所の事故以降、保護者等から学校給食の食材の放射能汚染について心配する声が続くことから、学校給食用食材の放射性物質検査の継続が求められています。
- ④ いじめを許さない学校づくりを推進し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにします。《具体的な施策は5－(1)「いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援に記載」》

主な施策

- ① 県立学校の老朽化している校舎や体育施設等の改築を実施します。また、耐震性の低い施設から計画的に耐震化を進め、教育環境の改善と安全性の確保を図ります。【高校教育課、特別支援教育課】
- ② 東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行うため、緊急地震速報を活用した避難訓練などの先進的・実践的な防災教育により、「いざという時に自ら判断し行動できる子どもの育成」を行う学校を支援します。【保健厚生課】
- ③ 学校給食用食材に対する保護者等の不安を解消するため、引き続き学校給食実施主体である市町村と連携して必要な検査を実施し、速やかに検査結果を公表することにより、安全の再確認と学校給食に対するさらなる理解や安心を図ります。【保健厚生課】

(4)教育環境の維持改善

施策の方向

- ① 全国的な水準よりも充実している 30 人規模学級編制等の教員配置について今後も維持していくとともに、少人数の学習集団を生かした授業改善や個別の教育課題の解決に取り組みます。
- ② 急速な少子化・過疎化の進行による児童・生徒数の減少、学校の小規模化により、学力の向上等の教育課題や学校行事のあり方等が課題となっています。こうした、こどもたちの教育条件をより良いものにするため、学校教育の活力の維持向上を図ります。
- ③ 家庭の経済状況に関わらず、意欲・能力のある者の学習機会の保障を図ります。
- ④ 「第 1 期長野県高等学校再編計画」の着実な推進と適切な評価を実施するとともに、平成 30 年以降の更なる少子化に対応するため、第 2 期高等学校再編計画の検討に着手します。
- ⑤ 特別支援学校において、各学校の教育的ニーズや地域の状況に応じた教育環境の整備を計画的に進めます。
- ⑥ ICT を活用した授業改善や児童生徒の基本的な情報活用能力の育成のために県立学校の ICT 環境の整備を推進します。

主な施策

- ① 「中学校 30 人規模学級編制」を「少人数学習集団編成」との選択制により中学校 3 学年に拡大するほか、学習習慣形成支援、不登校等児童生徒支援など、小・中学校や市町村教育委員会の判断で活用方法を選択する事業方式による教員配置を行います。(再掲)【義務教育課】
- ② 人口減少社会の中、教育の質を高めるため、新たな小・中学校のあり方について検討会議を設置して市町村教育委員会と共に検討します。【義務教育課】《重点施策》
- ③ 高等学校において高校再編などに伴う施設整備や老朽校舎の改築・改修などを進めます。【高校教育課】《重点施策》
- ④ 「第 1 期長野県高等学校再編計画」の中間まとめを踏まえ、第 2 期高等学校再編計画の基本理念や方針、進め方等についての検討を開始します。(再掲)【高校教育課】《重点施策》
- ⑤ 向学心を有しながら経済的な理由により修学が困難な高校生に奨学金等を無利子で貸与し、安心して修学できる環境を構築します。【高校教育課】
- ⑥ 特別支援学校において、安全性と機能性に配慮した施設整備を進めるとともに、不足教室の解消を図ります。併せて、長野地区特別支援学校再編整備計画に基づく長野ろう学校改築事業第 1 期工事を完了し、新たな校舎で教育活動を開始するとともに、第 2 期工事を進めます。【特別支援教育課】
- ⑦ 特別支援学校へのタブレット型端末整備や県立高校の校内 LAN 整備等、県立学校の ICT 環境の整備を進めます。【特別支援教育課・教学指導課】

[基本目標Ⅱ] 多様性を認め、共に生きる社会の実現

5 すべての子どもの学びを保障する支援

(1) いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援

施策の方向

- ① 小学校における不登校のきっかけの1つとして、家庭の問題があげられており、家庭の成育環境など、児童生徒の背景を含めて理解し、一人ひとりの状況に応じて対応していくためには、学校だけでなく医療・雇用・福祉・保健等の関係機関の情報や支援が必要です。
- ② 不登校が長期化してほとんど登校できない児童生徒の割合は、中学校で不登校生徒の2割に達しています。
- ③ いじめに関しては、他県で生徒の自殺といった深刻な事態が発生したり、パソコンや携帯電話等の手段によるいじめが教職員の気づかないところで行われている場合もあることから、問題兆候の把握、早期発見、早期解消が求められています。

主な施策

- ① 各学校において、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携してチーム支援体制を確立し、不登校児童生徒の学習支援と進路実現を図ります。【心の支援室】
- ② 不登校やいじめなどの悩みを抱える子どもや保護者に対して、各教育事務所に生徒指導専門指導員・不登校専門相談員・スクールソーシャルワーカー・指導主事等による支援チームを設置し、学校や地域における支援体制の充実を図ります。【心の支援室】
- ③ 「信州ふれあい自然体験キャンプ事業」により、人間性や社会性を育む自然体験活動等を実施し、いじめ・不登校の未然防止と不登校児童生徒の支援を行います。【文化財・生涯学習課】
- ④ スクールソーシャルワーカーを増員し、児童生徒の悩みの背景にある家庭や生活環境に起因する課題の解決を支援します。【心の支援室】《重点施策》
- ⑤ 人権教育、情報モラル教育等を推進し、いじめの未然防止を図るように各学校に働きかけるとともに、学校へのスクールカウンセラーの配置や心理専門相談員等による電話相談に加え、「こどもの権利支援センター」に相談員を配置し、いじめの早期発見、早期解消を図ります。【心の支援室】《重点施策》
- ⑥ 情報担当教員への研修や学校での情報モラル教育推進のための教材提供をするとともに、専門家によるネットパトロールを行い、学校非公式サイト等の実態把握を行います。【教学指導課、心の支援室】《重点施策》
- ⑦ 県民、NPO、行政等が一体となっていじめの問題について行動する「いじめNO！県民ネットワークながの」と連携し、いじめ問題の解決に全力で取り組みます。【心の支援室】《重点施策》
- ⑧ いじめ等生徒指導上の問題で学校が対応に苦慮している事案に対して、医師・弁護士・心理士・福祉関係者など外部有識者からなる「いじめ等学校問題支援チーム」を組織し、専門的な助言や問題解決に向けた支援を実施します。【心の支援室】《重点施策》
- ⑨ いじめ・体罰など、主に学校で起きる問題への電話相談をするとともに、いじめなどを経験した方を講師として学校等に派遣したり、「いじめ対応充実の手引き」や「いじめ対応取組事例」を、各学校に発出したりして、いじめの未然防止や早期発見を中心とした啓発を進めます。【心の支援室】《重点施策》

(2) 特別支援教育の充実

施策の方向

- ① 発達障害及びその疑いのある児童生徒数が年々増加している中で、小・中・高校では、発達障害に対する理解は進みつつありますが、通常の学級において、発達障害のある児童生徒の特性に配慮しつつ、全員が楽しく、「分かる・できる」授業の実践が課題となっています。
- ② 知的障害を中心に特別支援学校の児童生徒数はが年々増加してきておりする中で、教員定数と配置人員との乖離（かいり）や教員数の確保や施設の不足等が課題となっており、教育環境の充実に進める必要があります。
- ③ 支援を必要とする児童生徒が、自立と社会参加に向けてできる限り身近な地域で、同年代の友と共に学ぶことができる体制が求められています。

主な施策

- ① 発達障害等のある児童生徒が、通常の学級を基盤としながら、教育的ニーズに応じて適切な支援が受けられるよう、誰もがわかる・できる授業（授業のユニバーサルデザイン化）のあり方や、子どもたちが互いの良さや違いを認め合える学級づくり、連続的で多様な教育対応を展開できる学校体制について、モデル研究を通して検討し、ガイドラインを示して普及を図ります。また、初任者研修等での研修内容の充実、地域の中核となるコーディネーター養成研修等の開催により、教員の専門性の向上を図ります。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】《重点施策》
- ② 高等学校において、発達障害等のある生徒に対する支援を効果的に行うために、外部支援機関との連携支援を図るとともに、高等学校における支援員の配置を含め支援体制の研究をさらに進め、各校の実態に応じた体制整備を促進します。【高校教育課、特別支援教育課】《重点施策》
- ③ 特別支援学校の自立活動担当教員を8人増員し、専門性向上を図ることにより、自立活動を充実させるとともに、小中学校に在籍している、特に専門性の高い教育が必要な児童生徒について、必要に応じて特別支援学校に副次的な学籍を置いて特別支援学校での学習に参加することや、特別支援学校の教員が定期的に巡回して相談に応じるなど、身近な地域において特別支援学校の専門性を生かした教育が受けられる方策について検討します。【特別支援教育課】《重点施策》
- ④ 特別支援学校の配置等、特別支援教育全体のあり方を検討する中で、特別支援学校における教職員配置の計画的な充実の方針を示します。【特別支援教育課】《重点施策》
- ⑤④ 小諸養護学校高等部分教室の平成26年度の臼田高等学校内開設に向けた準備を進めるとともに、これまでの高等部分教室の成果を検証し、引き続き、設置の可能性について検討します。【高校教育課、特別支援教育課】《重点施策》
- ⑥ 先進地域の取組を紹介するなどして、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に副次的な学籍を置いて、同年代の友と共に学ぶことができる体制づくりを進めます。【特別支援教育課】《重点施策》

(3) 困難を有する子ども・若者の自立支援

施策の方向

- ① 若者の社会的な自立を促進するため、学校において児童生徒が学ぶ目的や働く意味を考える教育を推進します。
- ② 外国籍児童生徒の生活相談や母国語指導、就学機会の確保などを行います。

主な施策

- ① 中学校の職場体験や、高校生の就業体験活動、ソーシャルスキル教育等の充実を図り、児童生徒が学ぶ目的や働く意味を考える教育を推進します。【教学指導課】
- ② 外国籍児童生徒への教育支援のため、日本語指導を行う教員や相談員を配置するとともに、指導方法等についての研修会を通じて指導にあたる教員の資質向上を図ります。【義務教育課、高校教育課、教学指導課】

[基本目標Ⅲ] 社会全体で共に育み共に学ぶ教育の推進

6 学びの成果が生きる生涯学習の振興

(1) 学びが循環する社会の創造

施策の方向

- ① 人々が地域社会へ貢献したいという意識は高まっています。学びが循環する地域社会の実現のため、学びを生かすための地域の学習活動やきっかけづくりを進めます。
- ② 人権教育指導者（地域リーダー）の資質の向上を図り、地域社会における人権教育を推進します。

主な施策

- ① 県生涯学習推進センターにおいて、地域の生涯学習指導者の養成を行うなど県民の多様な学びを支援します。また、県立長野図書館において、レファレンス機能（資料・情報等の提供）の向上や、市町村立図書館との連携の推進など、多様な利用者のニーズに対応したサービスの向上を図ります。【文化財・生涯学習課】
- ② 「公民館等による地域課題講座開催支援事業」等により、地域課題や現代的課題等を学ぶ機会の提供、住民の地域活動やボランティア活動への参加促進を図る公民館の取組を支援し、地域コミュニティの拠点づくりを推進します。【文化財・生涯学習課】
- ③ 「信州ふれあい自然体験キャンプ事業」により、大学等と連携して、ふれあい自然体験キャンプを実施し、得られた知見を自然体験活動プログラムのテキストとしてまとめ、地域で活動することができる人材を育成します。【文化財・生涯学習課】
- ④ 参加型・体験型・協力型研修会の実施、学習講座に対する財政支援、啓発資料による情報提供を通じて、地域コミュニティの人権教育を推進する人材の育成を図ります。【心の支援室】

(2) 子どもの未来づくり

施策の方向

- ① 地域や学校の特色を生かしたカリキュラムや地域のよさを子どもたちに伝えることなどが求められています。地域を学ぶ実践事例等の紹介等を進めます。
- ② 核家族化や地縁的なつながりが希薄化するなど家庭教育を支える環境が変化し、社会全体で家庭教育を支援する必要があります。
- ③ 学力、体力の向上等も含め、児童生徒の健やかな成長を促すためには、基本的な生活習慣を身に付けること等の家庭教育が重要です。

主な施策

- ① 「学校地域連携講座」や「地域学校サポート推進意見交換会」等により、教職員、市町村職員、コーディネーター、ボランティア等に対して、学校と地域連携に関する研修・啓発を行い、地域の教育力の向上を図るとともに、学校・家庭及び地域住民等が連携・協働し、地域全体で教育に取り組む仕組み（信州型コミュニティスクール）の構築を推進します。【文化財・生涯学習課】
- ② 「放課後子ども教室事業」等により、放課後や休日等における子どもの安全・安心な居場所づくりと健全な育成を推進するための活動を支援します。【文化財・生涯学習課】

- ③ 学校・家庭・地域が一体となって、「早寝早起き朝ごはん」運動や、あいさつ・声かけなどに取り組む「共育」クローバープランを推進し、子どもの望ましい生活習慣を育成します。

【教学指導課、文化財・生涯学習課】

- ④ 青年の家、少年自然の家等の事業により、自然とのふれあい体験や共同生活体験を行い、青少年の豊かな感性や自立性・社会性を育みます。【文化財・生涯学習課】

7 潤いと感動をもたらす文化とスポーツの振興

(1)文化芸術の振興

施策の方向

- 心身ともに発達する時期に、芸術文化活動を通して、感性を磨き、豊かな人間性を育てる必要があるため、学校における文化芸術に親しむ環境整備を進めます。

主な施策

- 児童生徒の文化芸術に対する関心を高め、感性を育むため、優れた文化芸術に触れる機会の充実、伝統文化の継承と創作活動など、学校における文化活動を推進します。【教学指導課】

(2)文化財の保護・継承・活用

施策の方向

- ① 本県には、各地に個性豊かで質の高い文化財が数多く存在しています。これらは県民の貴重な共有財産であり、適切に保存・活用し、後世に継承していく必要があります。
- ② 地域の歴史・伝統・文化を地域の文化創造や魅力づくりに生かすとともに、地域資源・観光資源として活用していくことが期待されています。

主な施策

- 文化財所有者等が実施する国指定及び県指定文化財の修理等の事業に対する補助を行い、文化財の保存・継承を推進するとともに、文化財を活かした地域づくりや観光振興を図ります。【文化財・生涯学習課】

(3)スポーツの振興

施策の方向

- ① 健康で活力ある社会を築くために、県民一人ひとりが生涯にわたり主体的にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。
- ② 国際舞台や全国大会等における本県選手の活躍は、多くの県民に誇りと喜び、夢や感動をもたらすとともに、スポーツへの関心や参加意欲を高め、社会に活力を生み出す牽引力にもなっています。
- ③ プロスポーツとの連携や地域の観光資源としてのスポーツ振興など、スポーツの多面的な役割を活用する取組を進めます。

主な施策

- ① 誰もが親しめる多様なスポーツ・レクリエーション活動の場を広く提供することにより、相互交流を深め、健康で豊かなスポーツライフの実現に寄与することを目的として、県民スポーツフェスティバル「県大会」・「地域版」を開催します。【スポーツ課】
- ② ジュニアアスリートや国民体育大会等全国大会で活躍が期待される選手が実施する強化合宿や遠征等への助成により、競技者の育成・強化と、指導者の養成を推進します。また、北信越国体における出場権獲得の可能性が高い競技種目への集中的な強化を継続して行うほか次世代トップアスリートの育成に特化した支援及び大会時のコンディショニング調整等に当たるマルチサポートを行います。【スポーツ課】
- ③ 県内プロスポーツチームとの連携・協力を一層推進し、「スポーツによる元気な信州づくり包括

連携協定」に基づく県等との協働事業について、教育委員会の枠を超えて部局横断的に取り組みます。【スポーツ課】)

- ④ 遭難者全体の約8割を占める、山岳会等に属しない「未組織登山者」対策を重点的に取り組むほか、山岳遭難対策用無線機の老朽化対策として、今年度から計画的な更新に着手します。

【スポーツ課】

平成25年度教育委員会基本方針(原案)に対する教育委員意見及び対応【事務局案】

番号	箇所	委員名	意見	対応(事務局案) (◆印は本文の記載修正箇所)	担当課
1	(1P) 第1「第2次教育振興基本計画の推進」 (1長期的な教育振興の方向)	高木委員	「◎私たちがめざす「未来の信州教育」の姿—〇人間力を養う教育」この部分だけが「教育」となっていて、他の項目とバランスが悪い。人間力という言葉に囚われすぎているのではないか。「人とともに生きる意識と行動力を培う」「社会の中で協調して生きる力を養う」などとしてはどうか。「人間力」の要素がこの後どこにつながるのか。「社会的に自立した人間の育成」が、これに当たると思われるが、施策では、どうつながっていくのか。総合的にどこにでも当てはまるのか、わかりにくい。	ご指摘の部分は、第2次教育振興基本計画(案)の中の「私たちがめざす「未来の信州教育」の姿」から各項目の見出しを記載しており、次の具体的な状態が実現している総体として「人間力を養う教育」という見出しを掲げています。 ・児童生徒が個性や能力を最大限に伸ばす。 ・地域を担い世界に貢献できる人材が育つ。 ・将来への目的意識、規範意識や自尊感情、人を思いやる心が育つ。 ・郷土への愛着と誇り、豊かな人間性が育つ。 上記の趣旨がわかりやすく伝わるよう記載内容を修正します。 ◆1P 第1 第2次計画の概要修正	教育総務課
2	(5P) 第2-3「特別支援教育の充実」	生田委員	…外部支援機関、支援員の配置、又はコーディネーター養成等大人による支援が記してあり、それもやっていく必要があると思うが、これからは同じ学級の児童生徒による理解、支援も生かしていくという視点が必要である。同じクラスの仲間がどこに困っていて、どう自分が助けてあげられるのか、そう言うことを考えるベースを作って頂きたい。	同じ学級内の児童生徒が互いの困り感を理解し合い、支えあう姿こそ、本県が目指す特別支援教育「全ての子が共に学び、共に育つ」の一つの方向と考え、「長野県特別支援教育推進計画」を策定しました。交流及び共同学習を拡充していくことで、障害理解、相互理解の基が培われます。また、「全員が楽しく『わかる・できる』授業」(授業のユニバーサルデザイン化)を進めることにより、一人一人のよさや違いを認め合えるクラスづくりを大切に考えてまいります。 ご指摘の趣旨を生かし、次のとおり記載を修正します。 ◆5P 第2-3「…(授業のユニバーサルデザイン化)のあり方や、子どもたちが互いの良さや違いを認め合える学級づくり、連続的で…」に記載修正 ◆18P 5-(2)[主な施策]① 上記と同様に修正	特別支援教育課

<p>3</p>	<p>(6P) 第2-4「教員の資質能力向上」 (15Pに再掲)</p>	<p>高木委員</p>	<p>体罰に関わる部分は、<u>調査結果により、実効性のある取り組みを検討、とあるだけ。もっと本質的な変化を求めたい。</u> 「罰」というのは、本来理性的、論理的なものであるはずだ。例えば懲戒処分でも、類似案件の実績を勘案して妥当性を判断する。罰を受ける側も、量定の多寡について不満はあっても、<u>罰を受ける理由は理解し納得して受け入れていると考える。また、罰を受けるのは、ルールや約束に背いたことで、他者に迷惑を及ぼしたからである。法治国家の制度(刑法や民法)はもちろん、社会の慣習、宗教的な決めごと、そういう成り立ちをしているのではないか。課題をうまくこなせなかった、目標を達成できなかった、との理由で罰するのは、果たして罰と言えるのか。</u>そう考えると、学校やスポーツの指導者や先生による「体罰」は、<u>一方的な制裁</u>としか思えない。それが当然の事のように、<u>上のものは下のものを罰していいのだと思われているのは、いわば、私たちの暮らす社会の文化がそれを許容しているからだ</u>と思う。しかし、制裁を私的に行うのは、法的には許されないし、受けた者も、ただ傷つき反感を持つだけだ。「<u>指導者に対して拒否することが出来ない</u>」と思わせる文化(環境)があること。<u>かつて暴力を受けた人が、自分もまた暴力をふるうことに反省が無いこと。それで暴力による制裁が循環していく。循環を断ち切るには、理不尽な制裁をやめさせる事。制裁は不当な指導として、咎められなければならない事。それをきちんと認め</u>た上で、体罰根絶に取り組まないと、どこまでやっても、いたちごっこではないか。 一方で、ルール違反をした子、約束事を守れない子には、罰を与えることでそれを自覚させ、反省させることもあっていい。ただし、罰は暴力的な者では当然あってはならない。罰は理論的、理性的であるというのは、<u>こういう違反をしたらこういう罰を受ける、ということ、先生も生徒も双方が納得して初めて出来ることだ。罰にはルールが無ければいけない。</u>ただし、全国共通のすべての学校に同じルールである必要はない。それぞれの家庭にはそれぞれのルールがあつていい。地域にも、あるいは集団にも。十分に理性的、論理的でありさえすれば。そして、そのルールに対する異論があれば、受け止め、対応する体勢も必要である。</p>	<p>調査結果も踏まえ、教員の意識改革や指導方法の改善に向けた研修会を行うなど、学校から体罰を根絶するための具体的な取組を進めます。 ご指摘の趣旨を生かし、次のとおり記載を修正します。 ◆6P 第2-4《主な施策》「<u>体罰に係る実態調査結果を踏まえ、体罰は決して許されないということへの教員の意識改革や指導方法の改善に向けた研修会の実施など、体罰根絶禁止に向けて実効性のある取組を検討・実施します。</u>」に記載修正 ◆15P 4-(2)[主な施策]④ 上記と同様に修正</p>	<p>○義務教育課 高校教育課 特別支援教育課</p>
----------	--	-------------	---	---	---------------------------------------

4	(8P) 第3-1-(1)確かな学力を伸ばす教育の充実	生田委員	[施策の方向]③ 「知識・技能を活用して自ら考え、判断し、表現する力を育む授業改善や…」とあるが、授業改善だけでなく、「…表現する力を育む機会を授業及び生徒会活動等の学校生活において…」にしているかが。子どもたちの自立を願うのであれば、子どもたちの活動全般において教職員が信じて見守る姿勢が必要である。	ご指摘の趣旨を生かし、記載内容を次のように修正します。 ◆8P 1-(1)施策の方向「③児童生徒が知識・技能を活用して、自ら考え、判断し、表現する力を育み、「伸びる力」をより伸ばすために、授業をはじめとした教育活動全般の充実を支援します。」	教学指導課
5	(8P) 第3-1-(1)確かな学力を伸ばす教育の充実	高木委員	施策の方向③の中の、「コミュニケーション力、自ら未来を切り開く学力」に付け加えて、「自分自身を見つめ、認めて、自分の考えを表現し伝えようとする力、仲間と協力して考え、課題に取り組む力」を身につける」という趣旨を入れてはどうか。 あるいは、「豊かな心をはぐくむ教育」の中に「コミュニケーション、人間関係形成、自己肯定感」の部分に入れるのが適当か。	ご指摘の趣旨を生かして、「豊かな心をはぐくむ教育」の項の施策の方向の記載を次のように修正します。 ◆12P 3-(1)施策の方向「①変化の激しい時代において必要となる、他者とのコミュニケーションなど人間関係を形成する能力や、子どもたちのキャリア形成の基礎となる自己肯定感・自己効力感、協同的に課題解決に取り組む力などを育成します。」	教学指導課
6	(12P) 第3-3-(1)豊かな心を育む教育	生田委員	人権教育において大切なのは、子どもたちが当事者意識をもって考え、振り返ることにあると思う。その点において、NPO等、外部のワークショップの利用は有効なのではないか。	現在、各学校の人権教育ファシリテーターを養成するために、研修会等において、NPO等各種団体との連携を図りながら、ワークショップ等による「参加・体験型」の研修を行い、そのスキル等をそれぞれの学校に持ち帰っています。子どもへの直接的なかわりを含め、今後もさらに充実させていきます。 ◆12P 3-(1)主な施策「③人権教育指定校や ～ 教職員をはじめ、地域リーダー等の育成を図るために、NPO等各種団体と連携しながら、ワークショップ等による「参加・体験型」の研修を充実します。」に修正	心の支援室
7	(14P) 第3-4-(1)地域と共にある学校づくり	生田委員	学校が学校運営支援を望むことは多いと思うが、(草刈り、見守り隊等)学校が地域の思いをくみとる機会があまりないように思う。地域が何を感じ、何を学校に望んでいるのか、そういう声を聞く機会を必要に応じて持つ必要がある。	学校・家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働して教育に取り組む体制づくりが必要と考えます。 ご指摘の趣旨を生かし、次のとおり記載を修正します。 ◆14P 4-(1)[主な施策]「④学校・家庭・地域が連携を強め、学校が保護者や地域の声を聞くとともに、学校運営に参画してもらうことの重要性についての理解を深めるため、教職員等を対象とする「学校地域連携講座」や「地域学校サポート推進意見交換会」等の研修を実施します。」	文化財・生涯学習課

8	(16P) 第3-4-(4)教育環境の維持改善	生田委員	養護学校の児童生徒の副学籍制度の導入は、今現在は全県において行われているのでしょうか。もし全県ではないとすると、その検討とともに早期導入を希望する。	<p>駒ヶ根市、佐久市、須坂市のように先行的に導入した市町村に加え、新たに岡谷市や上伊那全市町村が副学籍を進めようとしており、副学籍は広がりつつあります。</p> <p>副学籍制度の導入には、児童生徒、保護者等の意思や理解も必要であり、地域で組織的、計画的に推進していくことが重要なため、先進地域の取組を紹介するなどして、体制づくりを全県に発信していきます。</p> <p>ご意見の趣旨を生かし、次のとおり記載を追加します。</p> <p>◆5P 第2-3《主な施策》「<u>Q先進地域の取組を紹介するなどして、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に副次的な学籍を置いて、同年代の友と共に学ぶことができる体制づくりを進めます。</u>」の項目追加</p> <p>◆18P 5-(2)[主な施策]⑤ 同上</p>	特別支援教育課
9	(18P) 第3-5-(3)困難を有する子ども・若者の自立支援	高木委員	若年の無業者の孤立ということが大きな問題になりつつあるが、困難を有する子供と同じ状況にあると言える。学校が主体的に担当する役割ではないかもしれないが、地域に開かれた学校として、学ぼうとする人、学ぶ必要がある人を常に受け入れる体勢を、地域とともに作っていく事を考えたい。特に、技術系の専門がある学校で、生徒以外の地域の人に、学び直す機会を提供できないだろうか。いきなりそういう施策を作れと言うのは無理かもしれないが、ニーズを調査するくらいはやってもいいのではないか。	<p>専門学科をもつ高校では、地域住民向けに専門性を生かした公開講座を設けており、この講座に若年無業者を受け入れ、学び直しや社会参画のきっかけにしてもらうことは可能です。</p> <p>しかし、公開講座の内容は生涯学習の一環としての平易なものであり、体系的な学び直しや専門的なレベルではないという課題があります。</p> <p>若者の自立支援に向け、技術系専門高校がどのような支援ができるか、技術専門校や次世代サポート課等関係部局の施策をふまえながら研究します。</p>	○教学指導課 (高校教育課)

教育振興基本計画(案)の記載内容との調整による基本方針(案)の修正【事務局案】

番号	箇所	教育振興基本計画(案)の内容等	対応(事務局案) (◆印は本文の記載修正箇所)	担当課
1	(13P) 第3-3-(3) 「幼児教育の充実」	<p>第4編-第4-3-(3)幼児教育の充実</p> <p>長野県幼児教育連絡会議において、長野県幼児教育振興プログラムを普及する旨を記載しており、これに対応する25年度の施策を基本方針に記載</p>	<p>◆13P 第3-3-(3)「<u>幼児教育の充実</u>」[主な施策の展開]「② <u>長野県幼児教育連絡会議において、長野県幼児教育振興プログラムの柱である「群れて元気に遊ぶ子ども」、「人への信頼感、思いやりのもてる子ども」、「自分から人とかかわる子ども」について協議し、幼児期における子どもの健やかな育ちについての提言をまとめます。【教学指導課】</u>」の記載を追加</p>	教学指導課
2	(18P) 第3-5-(2) 「特別支援教育の充実」	<p>第4編-第4-5-(2)特別支援教育の充実</p> <p>【主な施策の展開】③児童生徒数の増加等に対応する環境整備</p> <p>県議会からの意見を踏まえ、特別支援学校の教員定数と配置人員数の乖離等、教職員配置の課題への対応の方向性を記載する予定で、これに対応して基本方針の記載内容を追加</p>	<p>◆18P 第3-5-(2)「<u>特別支援教育の充実</u>」[施策の方向]「② <u>知的障害を中心に特別支援学校の児童生徒数が年々増加する中で、教員定数と配置人員との乖離(かいり)や施設の不足等が課題となっており、教育環境の充実を進める必要があります。</u>」に記載修正</p> <p>◆18P 第3-5-(2)「<u>特別支援教育の充実</u>」[主な施策]「④ <u>特別支援学校の配置等、特別支援教育全体のあり方を検討する中で、特別支援学校における教職員配置の計画的な充実の方針を示します。【特別支援教育課】</u>」の記載を追加</p>	特別支援教育課